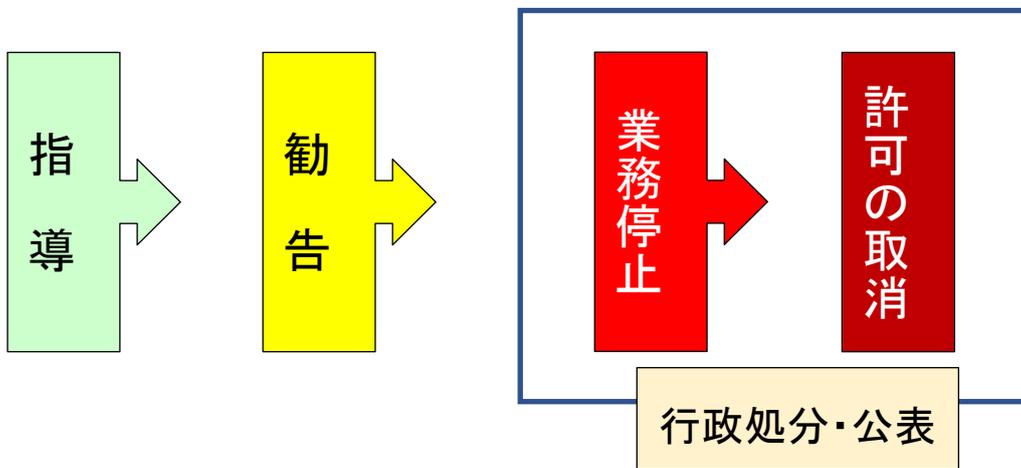


許可業者の法令違反に対する指導・処分について

鎌倉市では、廃棄物処理法に違反する行為を行った一般廃棄物処理業許可業者に対して、指導・処分（事業の停止や許可の取り消し等）を行うこととします。

次のような行為が指導・処分の対象になります。

- ① 資源化できる紙類を市施設に搬入する一般廃棄物に混入させる。
- ② 一般廃棄物に産業廃棄物（廃プラスチック・金属類）を混入させる。
- ③ 無許可で積替・保管行為を行う。
- ④ 検査の拒否・妨害・忌避
- ⑤ 不法投棄



【Q & A】

Q この規定はいつから適用されるのか？

A 令和5年度（2023年度）に運用を開始します。

Q 指導・処分はどのような流れで行われるのか？

A 上記の流れに沿って指導・処分を行います。また、重大な違反行為についてはこれらの段階を踏まずに業務停止及び許可の取り消し処分とすることもあります。

Q 排出事業者が分別不十分なまま排出したごみを搬入した場合でも指導・処分の対象となるのか？

A 許可業者が意図的に混入させたと認められるもの（写真参照）が対象となります。



左の写真にあるゴミ袋には大きく「プラ」と書かれており、中身は廃プラスチック類のみでした。

このようなゴミは排出事業者が分別をした上で排出したものと判断できることから、これは許可業者が意図的に搬入したものであると判断します。